

重要

令和5年3月10日

薬局開設者・管理者様

一般社団法人 長崎県薬剤師会
会長 田代 浩幸

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業に係る国費支援（再開）について

平素より長崎県薬剤師会の業務にご協力頂き、感謝申し上げます。

当該事業につきまして、厚生労働省より事業再開の通知がありました。令和5年度は令和5年3月1日分より再開されます。令和6年2月末日分までを対象とし、最終請求は令和6年3月15日締切となります。

本事業は予算に上限があり、事業の実施期間中に予算上限に達した場合はその時点で本事業は終了となります。従いまして、前年度と同様に定期的な報告が必要になりますので、下記の手順にて本会に報告書を提出して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 対象期間：令和5年3月1日～ 終了は、毎月の費用を確認し、判断します
- 2 対象者：新型コロナウイルス感染症の自宅療養及び宿泊療養の患者
「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「0410 事務連絡」という。）等に基づき、調剤及び電話等による服薬指導等を行った場合
- 3 対象経費：以下を対象とし、いずれの経費も実費額のみ支払いの対象とする。
 - ・調剤した薬剤を患者宅等へ配送した場合の配送料（実費）
 - ・薬局の従事者（薬剤師を除く）が患者宅等に届けた場合の配送料等に係る交通費（実費）
- 4 報告方法：
当会ホームページより報告書様式（Excel ファイル）をダウンロードして頂き、請求の根拠となる資料の写しを添えて、メール添付にて以下のメールアドレスに送信して下さい（メールアドレス jimukyoku@npa.or.jp）。メールでの報告が困難な場合は報告書様式を出力して頂き、必要な項目を記入後 FAX にて送信して下さい。（FAX:095-848-6160） なお、支援の対象とはなりません。0410 対応についても報告してください。
報告期間については、月末までの分を翌月の15日までに報告。

問い合わせ窓口：長崎県薬剤師会 事務局 電話 095-847-2600